

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>第2章 設計</p> <p>3 許可及び同意</p> <p>給水装置工事において、関係機関や利害関係者との間に問題が生じないよう、次の事項について許可又は同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 申請者所有以外の共有使用給水管から分岐する給水装置の改造工事において、メーターの増口径を伴うもの。</p> <p>※ 家を建てる目的で1栓竣工した給水装置を改造申請で家屋建築する場合（開発によるもの等）は、例外的に給水装置所有者の同意を省略することができる。</p> <p>(8) (略)</p> <p>4 配水管の増強</p> <p>給水管の取出し可能な配水管口径でないもの、又は、出水不良地区においては、原則として自費施工工事ににより配水管の布設を行うものとする。</p> <p>5 取出し口径</p> <p>給水管口径 50 mm以上の取出し方法は、次の表を標準とする。（施行基準第12条第4項）</p> <p>表（略）</p> <p>※ 不断水割T字管について、耐震管からの分岐には耐震式を、φ250以上配水管からの分岐には、回転止付全周パッキン式を使用すること。その他の管からの分岐については全周パッキン式を使用すること。</p> <p>注1) 国県道における取出しは、道路占用許可基準に規定された管種を使用しなければならない。</p> <p>注2) 鋼管（SP）管路で金属管を使用して分岐を行う場合は、絶縁継手を使用しなければならない。</p> <p>注3) 取出し方法は、その都度上下水道部と協議を行うこと。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第2章 設計</p> <p>3 許可及び同意</p> <p>給水装置工事において、関係機関や利害関係者との間に問題が生じないよう、次の事項について許可又は同意を得ること。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 申請者所有以外の共有使用給水管から分岐する給水装置について、改造工事を行うもの。</p> <p>※ 家を建てる目的で1栓竣工した給水装置を改造申請で家屋建築する場合（開発によるもの等）は、例外的に給水装置所有者の同意を省略することができる。</p> <p>(8) (略)</p> <p>4 配水管の増強</p> <p>給水管の取出し可能な配水管口径でないもの、又は、出水不良地区においては、原則として負担金工事ににより、配水管増強を行うものとする。</p> <p>5 取出し口径</p> <p>給水管口径 50 mm以上の取出し方法は、次の表を標準とする。（施行基準第12条第4項）</p> <p>表（略）</p> <p>※ 不断水割T字管について、耐震管からの分岐には耐震式を、φ150以上配水管からの分岐には、回転止付全周パッキン式を使用すること。その他の管からの分岐については全周パッキン式を使用すること。</p> <p>注1) 国県道における取出しは、道路占用許可基準に規定された管種を使用しなければならない。</p> <p>注2) 鋼管（SP）管路で金属管を使用して分岐を行う場合は、絶縁継手を使用しなければならない。</p> <p>注3) 取出し方法は、その都度上下水道部と協議を行うこと。</p> <p>6 (略)</p>	

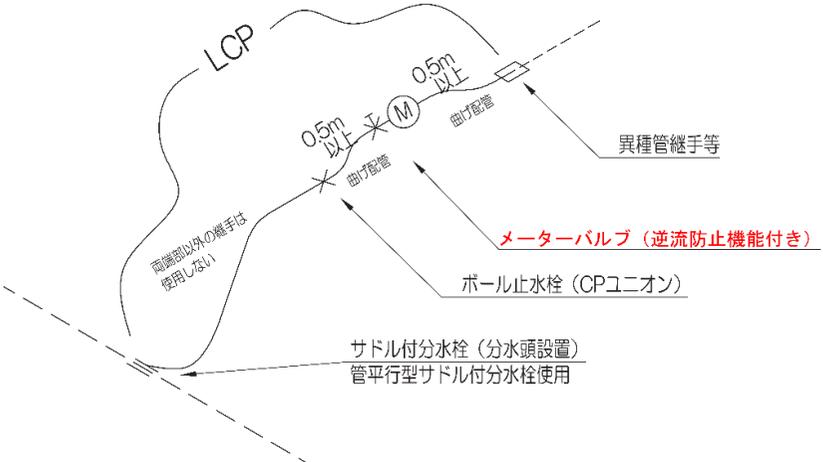
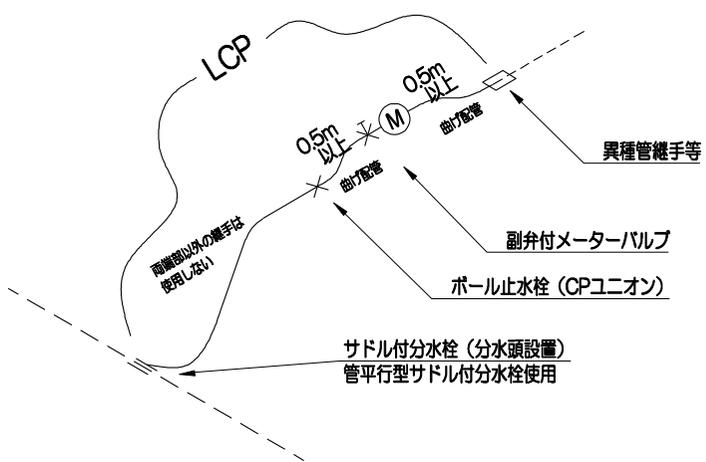
# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄																																																																				
<p>7 本管分岐から第1止水栓周り及び水道メーター周りの配管 (給水条例第6条の2及び給水管及び給水用具を指定する規則第3条) (1) 本管分岐～第1止水栓周りの配管</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分岐口径</th> <th style="width: 20%;">管種・寸法</th> <th style="width: 15%;">継手</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">20・25</td> <td>LCPにて第1止水栓まで継手なく施工する</td> <td>分水頭、CPユニオン</td> <td>接合部にブチルゴム及び自己融着テープ施工</td> </tr> <tr> <td>SSPにて第1止水栓まで継手数を最小限に施工する</td> <td>ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP) プレス式</td> <td>波状ステンレス鋼管、(SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可</td> </tr> <tr> <td>PEPにて第1止水栓まで融着継手にて施工する</td> <td>EF継手 (PEP)</td> <td>ナイロンスリーブ施工</td> </tr> <tr> <td>PP2にて第1止水栓まで継手なく施工する</td> <td>PE継手 (PP2) <u>EF継手 (PP2)</u></td> <td>分止水栓用 PE60° 曲管使用可 <u>(90° 曲管使用不可)</u> ナイロンスリーブ施工</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">40・50</td> <td>SSPにて青銅仕切弁・仕切弁まで継手数を最小限に施工する。本管分岐位置にフレキシブル継手を設置する</td> <td>フレキシブル継手、ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP)</td> <td>波状ステンレス鋼管使用 (SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可</td> </tr> <tr> <td>PEPにて青銅仕切弁・仕切弁まで融着継手にて施工する</td> <td>EF継手 (PEP)</td> <td>ナイロンスリーブ施工 <u>φ50mmは規格を表記 (JIS、ISO)</u></td> </tr> <tr> <td>PP2にて仕切弁まで継手なく施工する。</td> <td>PE継手 (PP2) <u>EF継手 (PP2)</u></td> <td>分止水栓用 PE60° 曲管使用可 <u>(90° 曲管使用不可)</u> ナイロンスリーブ施工 <u>φ50mmは規格を表記 (JIS、ISO)</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">75以上</td> <td>DIP (耐震管)</td> <td>メカニカル継手 (DIP)</td> <td>GX・NS・K形 3DN 対応特殊押輪等使用</td> </tr> <tr> <td>PEP</td> <td>EF継手 (PEP)</td> <td>ナイロンスリーブ施工</td> </tr> </tbody> </table>	分岐口径	管種・寸法	継手	備考	20・25	LCPにて第1止水栓まで継手なく施工する	分水頭、CPユニオン	接合部にブチルゴム及び自己融着テープ施工	SSPにて第1止水栓まで継手数を最小限に施工する	ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP) プレス式	波状ステンレス鋼管、(SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可	PEPにて第1止水栓まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工	PP2にて第1止水栓まで継手なく施工する	PE継手 (PP2) <u>EF継手 (PP2)</u>	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 <u>(90° 曲管使用不可)</u> ナイロンスリーブ施工	40・50	SSPにて青銅仕切弁・仕切弁まで継手数を最小限に施工する。本管分岐位置にフレキシブル継手を設置する	フレキシブル継手、ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP)	波状ステンレス鋼管使用 (SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可	PEPにて青銅仕切弁・仕切弁まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工 <u>φ50mmは規格を表記 (JIS、ISO)</u>	PP2にて仕切弁まで継手なく施工する。	PE継手 (PP2) <u>EF継手 (PP2)</u>	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 <u>(90° 曲管使用不可)</u> ナイロンスリーブ施工 <u>φ50mmは規格を表記 (JIS、ISO)</u>	75以上	DIP (耐震管)	メカニカル継手 (DIP)	GX・NS・K形 3DN 対応特殊押輪等使用	PEP	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工	<p>7 本管分岐から第1止水栓周り及び水道メーター周りの配管 (給水条例第6条の2及び給水管及び給水用具を指定する規則第3条) (1) 本管分岐～第1止水栓周りの配管</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">分岐口径</th> <th style="width: 20%;">管種・寸法</th> <th style="width: 15%;">継手</th> <th style="width: 55%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">20・25</td> <td>LCPにて第1止水栓まで継手なく施工する</td> <td>分水頭、CPユニオン</td> <td>接合部にブチルゴム及び自己融着テープ施工</td> </tr> <tr> <td>SSPにて第1止水栓まで継手数を最小限に施工する</td> <td>ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP) プレス式 <u>(ダブル)</u></td> <td>波状ステンレス鋼管、(SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可</td> </tr> <tr> <td>PEPにて第1止水栓まで融着継手にて施工する</td> <td>EF継手 (PEP)</td> <td>ナイロンスリーブ施工</td> </tr> <tr> <td>PP2にて第1止水栓まで継手なく施工する</td> <td>PE継手 (PP2)</td> <td>分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">40・50</td> <td>SSPにて青銅仕切弁まで継手数を最小限に施工する。本管分岐位置にフレキシブル継手を設置する</td> <td>フレキシブル継手、ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP)</td> <td>波状ステンレス鋼管使用 (SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可</td> </tr> <tr> <td>PEPにて青銅仕切弁まで融着継手にて施工する</td> <td>EF継手 (PEP)</td> <td>ナイロンスリーブ施工</td> </tr> <tr> <td>PP2にて青銅仕切弁まで継手なく施工する。</td> <td>PE継手 (PP2)</td> <td>分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">75以上</td> <td>DIP (耐震管)</td> <td>メカニカル継手 (DIP)</td> <td>GX・NS・K形 3DN 対応特殊押輪等使用</td> </tr> <tr> <td>PEP</td> <td>EF継手 (PEP)</td> <td>ナイロンスリーブ施工</td> </tr> </tbody> </table>	分岐口径	管種・寸法	継手	備考	20・25	LCPにて第1止水栓まで継手なく施工する	分水頭、CPユニオン	接合部にブチルゴム及び自己融着テープ施工	SSPにて第1止水栓まで継手数を最小限に施工する	ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP) プレス式 <u>(ダブル)</u>	波状ステンレス鋼管、(SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可	PEPにて第1止水栓まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工	PP2にて第1止水栓まで継手なく施工する	PE継手 (PP2)	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工	40・50	SSPにて青銅仕切弁まで継手数を最小限に施工する。本管分岐位置にフレキシブル継手を設置する	フレキシブル継手、ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP)	波状ステンレス鋼管使用 (SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可	PEPにて青銅仕切弁まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工	PP2にて青銅仕切弁まで継手なく施工する。	PE継手 (PP2)	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工	75以上	DIP (耐震管)	メカニカル継手 (DIP)	GX・NS・K形 3DN 対応特殊押輪等使用	PEP	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工	
分岐口径	管種・寸法	継手	備考																																																																			
20・25	LCPにて第1止水栓まで継手なく施工する	分水頭、CPユニオン	接合部にブチルゴム及び自己融着テープ施工																																																																			
	SSPにて第1止水栓まで継手数を最小限に施工する	ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP) プレス式	波状ステンレス鋼管、(SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可																																																																			
	PEPにて第1止水栓まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工																																																																			
	PP2にて第1止水栓まで継手なく施工する	PE継手 (PP2) <u>EF継手 (PP2)</u>	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 <u>(90° 曲管使用不可)</u> ナイロンスリーブ施工																																																																			
40・50	SSPにて青銅仕切弁・仕切弁まで継手数を最小限に施工する。本管分岐位置にフレキシブル継手を設置する	フレキシブル継手、ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP)	波状ステンレス鋼管使用 (SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可																																																																			
	PEPにて青銅仕切弁・仕切弁まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工 <u>φ50mmは規格を表記 (JIS、ISO)</u>																																																																			
	PP2にて仕切弁まで継手なく施工する。	PE継手 (PP2) <u>EF継手 (PP2)</u>	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 <u>(90° 曲管使用不可)</u> ナイロンスリーブ施工 <u>φ50mmは規格を表記 (JIS、ISO)</u>																																																																			
75以上	DIP (耐震管)	メカニカル継手 (DIP)	GX・NS・K形 3DN 対応特殊押輪等使用																																																																			
	PEP	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工																																																																			
分岐口径	管種・寸法	継手	備考																																																																			
20・25	LCPにて第1止水栓まで継手なく施工する	分水頭、CPユニオン	接合部にブチルゴム及び自己融着テープ施工																																																																			
	SSPにて第1止水栓まで継手数を最小限に施工する	ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP) プレス式 <u>(ダブル)</u>	波状ステンレス鋼管、(SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可																																																																			
	PEPにて第1止水栓まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工																																																																			
	PP2にて第1止水栓まで継手なく施工する	PE継手 (PP2)	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工																																																																			
40・50	SSPにて青銅仕切弁まで継手数を最小限に施工する。本管分岐位置にフレキシブル継手を設置する	フレキシブル継手、ステンレス鋼管用伸縮可とう継手 (SSP)	波状ステンレス鋼管使用 (SUS316) 袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316) 使用可																																																																			
	PEPにて青銅仕切弁まで融着継手にて施工する	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工																																																																			
	PP2にて青銅仕切弁まで継手なく施工する。	PE継手 (PP2)	分止水栓用 PE60° 曲管使用可 ナイロンスリーブ施工																																																																			
75以上	DIP (耐震管)	メカニカル継手 (DIP)	GX・NS・K形 3DN 対応特殊押輪等使用																																																																			
	PEP	EF継手 (PEP)	ナイロンスリーブ施工																																																																			

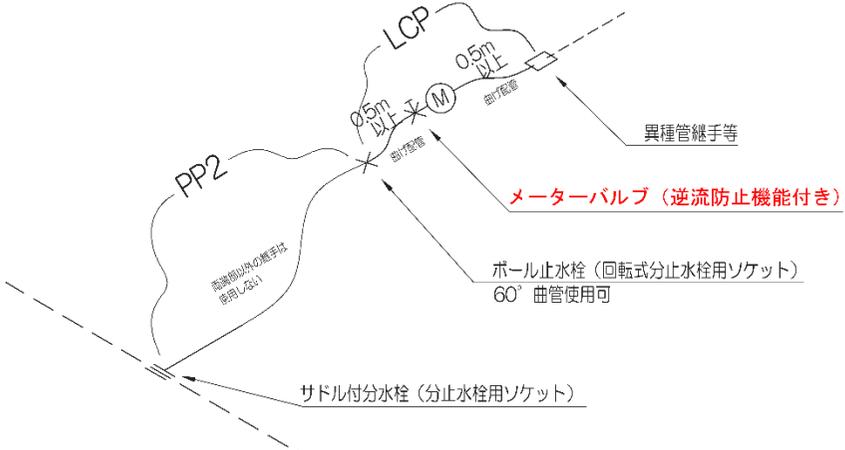
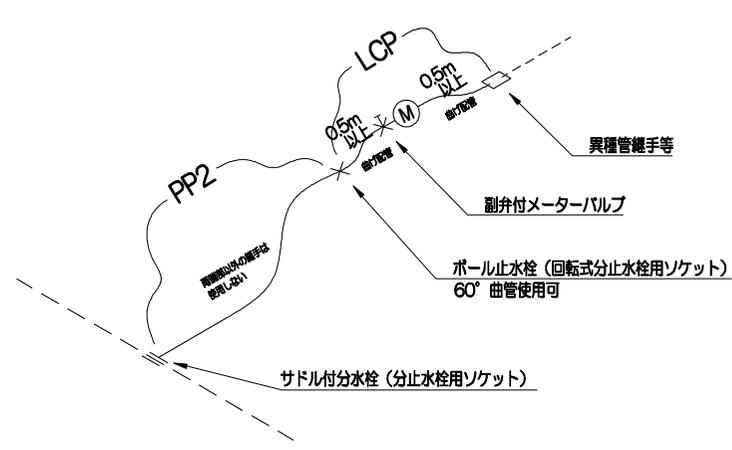
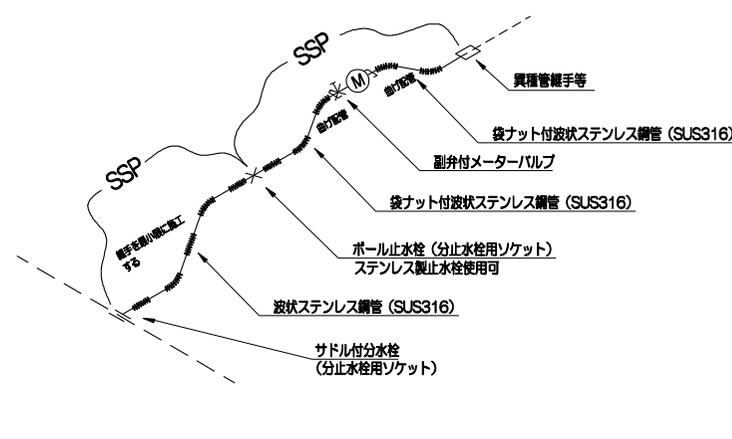
# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新					旧					備考欄		
(2) メーター周り配管						(2) メーター周り配管						
メーター 口径	管種・寸法	メーター接続		備 考		メーター 口径	管種・寸法	メーター接続		備 考		
13・20 ・25	LCP メーター前後 0.5m以上は LCP 曲げ配管にて施工	ユニオン 13 (金門ねじ) 20・25 (上水ねじ)		メーターバルブ <u>(逆流防止機能付 き)</u> をメーター <u>二次側</u> のメーター管 内に設置すること。  (メーターユニットを使用する場 合は、PP2を使用することができ る)		13・20 ・25	LCP メーター前後 0.5m以上は LCP 曲げ配管にて施工	ユニオン 13 (金門ねじ) 20・25 (上水ねじ)		メーターバルブ <u>(副弁付)</u> をメータ ー <u>一次側</u> のメーター管内に設置す ること。  (メーターユニットを使用する場 合は、PP2を使用することができ る)		
	SSPW 袋ナット付波状ステンレ ス鋼管 (SUS316)						SSPW 袋ナット付波状ステンレ ス鋼管 (SUS316)					
40・50	SSP・SSPW メーター手前は SSP にて施 工	ユニオン 40・50 (上水ねじ)		メーター伸縮ソケット及び伸縮継 手は メーターの先に設置すること		40・50	SSP・SSPW メーター手前は SSP にて施 工	ユニオン 40・50 (上水ねじ)		メーター伸縮ソケット及び伸縮継 手は メーターの先に設置すること		
50		フランジ接合 (上水フランジ)				50		フランジ接合 (上水フランジ)				
75 以上	短管 2号 (DIP)	フランジ接合 (上水フランジ)				75 以上	短管 2号 (DIP)	フランジ接合 (上水フランジ)				
<p>※PEP 融着継手を使用した場合は、メーター周りの配管に PEP を使用 することができる。ただし、メーター及び仕切弁等の重量が直接配管 に加わらないよう保護すること。</p> <p>※メーターの取付け・取外しに支障の無いよう施工すること。</p>						<p>※PEP 融着継手を使用した場合は、メーター周りの配管に PEP を使用 することができる。ただし、メーター及び仕切弁等の重量が直接配管 に加わらないよう保護すること。</p> <p>※メーターの取付け・取外しに支障の無いよう施工すること。</p>						
(3) ~ (4) (略)						(3) ~ (4) (略)						
(5) メーター周り配管及び筐の形状並びに寸法は、次のとおりとする。						(5) メーター周り配管及び筐の形状並びに寸法は、次のとおりとする。						
<u>ただし、メーターユニットに付属する筐についてはこの限りではない。</u>												
(図) (略)						(図) (略)						
口径	種別	長さ	幅	高さ	備考	口径	種別	長さ	幅	高さ	備考	
13・20	中型	350	212	200	寸法は内寸で表示 高低差 6m以上は大型を使用、 <u>二次側</u> に ボール直結止水栓等を設置	13・20	中型	350	212	200	寸法は内寸で表示 高低差 6m以上は大型を使用、 <u>下流</u> にボ ール直結止水栓等を設置	
25	大型	420	213	200		25	大型	420	213	200		

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>8 道路内及びメーター周り配管</p> <p>(1) 口径φ20・25mm 標準取出しによる配管図</p> <p>①&lt;LCPによる取出し&gt; (例)</p>  <p>図解: 道路内及びメーター周り配管のLCPによる取出し例。LCP配管がメーター(M)に接続し、0.5m以上の曲げ配管を経てボール止水栓(CPユニオン)が設置されている。また、サドル付分水栓(分水頭設置)と管平行型サドル付分水栓使用が示されている。メーターバルブ(逆流防止機能付き)も記載されている。異種管継手等も示されている。注釈: 両端部以外の継手は使用しない。</p> <p>注1) サドル付分水栓・分水頭の向きは埋戻し時に緩まない方向とすること。</p> <p>注2) メーター周りのLCP配管については、曲げ配管にて施工すること。</p> <p>注3) 電気防食の施された配水管 SP からの分岐は絶縁継手の使用又はPP2 とすること。</p>	<p>8 道路内及びメーター周り配管</p> <p>(1) 口径φ20・25mm 標準取出しによる配管図</p> <p>①&lt;LCPによる取出し&gt; (例)</p>  <p>図解: 旧規格の道路内及びメーター周り配管のLCPによる取出し例。LCP配管がメーター(M)に接続し、0.5m以上の曲げ配管を経てボール止水栓(CPユニオン)が設置されている。また、サドル付分水栓(分水頭設置)と管平行型サドル付分水栓使用が示されている。副弁付メーターバルブも記載されている。異種管継手等も示されている。注釈: 両端部以外の継手は使用しない。</p> <p>注1) サドル付分水栓・分水頭の向きは埋戻し時に緩まない方向とすること。</p> <p>注2) メーター周りのLCP配管については、曲げ配管にて施工すること。</p> <p>注3) 電気防食の施された配水管 SP からの分岐は絶縁継手の使用又はPP2 とすること。</p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>②&lt;PP2による取出し&gt; (例)</p>  <p>サドル付分水栓 (分止水栓用ソケット)</p> <p>メーターバルブ (逆流防止機能付き)</p> <p>ボール止水栓 (回転式分止水栓用ソケット) 60° 曲管使用可</p> <p>異種管継手等</p> <p>高圧部以外の配管は 使用しない</p>	<p>②&lt;PP2による取出し&gt; (例)</p>  <p>サドル付分水栓 (分止水栓用ソケット)</p> <p>副弁付メーターバルブ</p> <p>ボール止水栓 (回転式分止水栓用ソケット) 60° 曲管使用可</p> <p>異種管継手等</p> <p>高圧部以外の配管は 使用しない</p>	
<p>③&lt;SSPによる取出し&gt; (例)</p>  <p>サドル付分水栓 (分止水栓用ソケット)</p> <p>メーターバルブ (逆流防止機能付き)</p> <p>ボール止水栓 (分止水栓用ソケット) ステンレス製止水栓使用可</p> <p>袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316)</p> <p>異種管継手等</p> <p>管手を割付時に施工 する</p>	<p>③&lt;SSPによる取出し&gt; (例)</p>  <p>サドル付分水栓 (分止水栓用ソケット)</p> <p>副弁付メーターバルブ</p> <p>ボール止水栓 (分止水栓用ソケット) ステンレス製止水栓使用可</p> <p>袋ナット付波状ステンレス鋼管 (SUS316)</p> <p>異種管継手等</p> <p>管手を割付時に施工 する</p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>(2) 口径φ40・50mm 標準取出しによる配管図</p> <p>①&lt;PP2による取出し&gt; (例)</p> <p>注) 電気防食の施された配水管 SP からの分岐は絶縁継手の使用または PP2 とすること。</p> <p>②&lt;SSPによる取出し&gt; (例)</p>	<p>(2) 口径φ40・50mm 標準取出しによる配管図</p> <p>①&lt;PP2による取出し&gt; (例)</p> <p>注) 電気防食の施された配水管 SP からの分岐は絶縁継手の使用または PP2 とすること。</p> <p>②&lt;SSPによる取出し&gt; (例)</p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>(3) 口径φ75mm以上標準取出しによる配管図</p> <p>①&lt;ダクタイル鋳鉄管による取り出し&gt; (例)</p> <p>【配水管布設工事に準ずる。】</p> <p>注1) メーター手前配管については耐震継手による施工とすること。 (GX・NS及びK形3DN対応押輪等)</p> <p>注2) 本管がSPの場合は溶接短管(テーパダブリング短管)を使用すること。 取出し方法は、管種及び口径によって異なるので事前に協議し決定すること。</p>	<p>(3) 口径φ75mm以上標準取出しによる配管図</p> <p>①&lt;ダクタイル鋳鉄管による取り出し&gt; (例)</p> <p>【配水管布設工事に準ずる。】</p> <p>注1) メーター手前配管については耐震継手による施工とすること。 (GX・NS及びK形3DN対応押輪等)</p> <p>注2) 本管がSPの場合は溶接短管(テーパダブリング短管)を使用すること。 取出し方法は、管種及び口径によって異なるので事前に協議し決定すること。</p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>②&lt;水道配水用ポリエチレン管による取出し&gt; (例)</p>	<p>②&lt;水道配水用ポリエチレン管による取出し&gt; (例)</p>	
<p>(4) ビニール管φ50mm 標準取出しによる配管図 (例) &lt;φ20・φ25mm&gt; (例)</p>	<p>(4) ビニール管φ50mm 標準取出しによる配管図 (例) &lt;φ20・φ25mm&gt; (例)</p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>9 止水栓管、青銅弁管及び仕切弁管の設置図</p> <p>(1) 止水栓管 (FC 製)</p> <p>ア 底板を必ず使用すること。</p> <p>イ 管上のすき間に土留めとして、防食テープ巻きすること。</p> <p>ウ 蓋の取付け部が水の流れの二次側となるよう設置すること。ただし、勾配の強い場所に設置する場合は取付け部が一番高い位置とすること。</p> <p>エ 高さは土被りに合わせ調整すること。</p> <p>オ 道路又は駐車場に設置する場合は、砕石基礎 (RC-40) を施工すること。</p> <p>カ 公道内又は複数で使用している止水栓の場合は、水栓番号を記入したプレートに蓋を取付けること。また、プレートは腐食しない材料を用いること。</p> <p style="text-align: center;">(例1)                      (例2)</p>	<p>9 止水栓管及び青銅弁管の設置図</p> <p>(1) 止水栓管 (FC 製)</p> <p>ア 底板を必ず使用すること。</p> <p>イ 管上のすき間に土留めとして、防食テープ巻きすること。</p> <p>ウ 蓋の取付け部が水の流れの下流側となるよう設置すること。ただし、勾配の強い場所に設置する場合は取付け部が一番高い位置とすること。</p> <p>エ 土被りが深い場合はスリーブ管 VPφ100 を使用し、探さに合わせ調整すること。</p> <p>オ 道路又は駐車場に設置する場合は、砕石基礎 (RC-40) を施工すること。</p> <p>カ 公道内又は複数で使用している止水栓の場合は、水栓番号を記入したプレートに蓋を取付けること。また、プレートは腐食しない材料を用いること。</p> 	

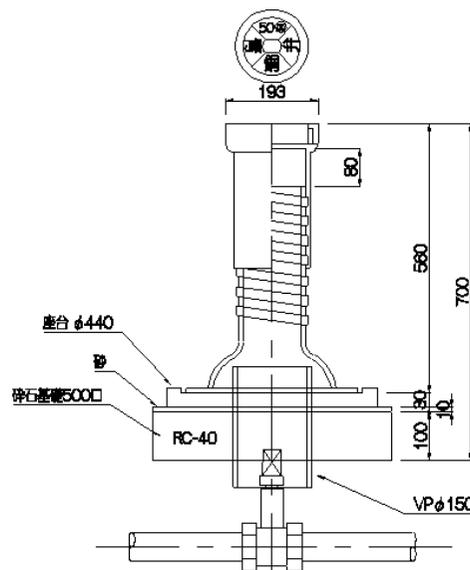
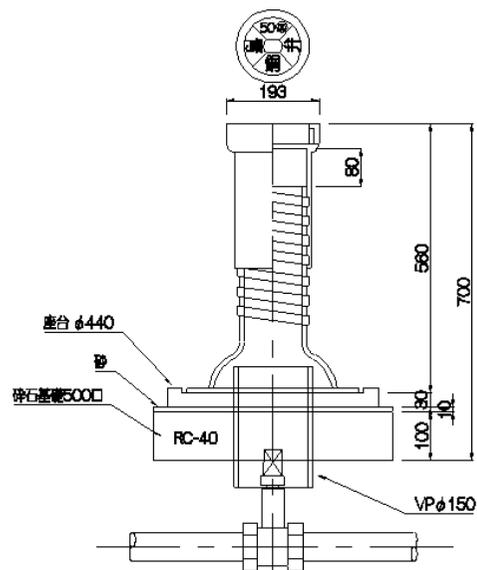
# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> </div> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 青銅弁及び仕切弁筐 (FCD 製)</p> <p>ア 座台は必ず設置すること。</p> <p>イ 土被りが深い場合は、スリーブ管 <u>VU</u>φ150 等を使用し、深さに合わせ調整すること。</p> <p>ウ 道路又は駐車場に設置する場合は、砕石基礎 (RC-40) を施工すること。</p> <p>エ 公道又は複数で使用している青銅弁及び仕切弁の場合は、水栓番号を記入したプレートを取付けること。また、プレートは腐食しない材料を用いること。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 青銅弁筐 (FCD 製)</p> <p>ア 座台は必ず設置すること。</p> <p>イ 土被りが深い場合は、スリーブ管 <u>VP</u>φ150 を使用し、深さに合わせ調整すること。</p> <p>ウ 道路又は駐車場に設置する場合は、砕石基礎 (RC-40) を施工すること。</p> <p>エ 公道又は複数で使用している青銅弁の場合は、水栓番号を記入したプレートを取付けること。また、プレートは腐食しない材料を用いること。</p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----

(例) 青銅弁筐



10 配水管及び給水管に使用する口径別の管種は、次の表を標準とする。

10 配水管及び給水管に使用する口径別の管種は、次の表を標準とする。

口径 (mm)	管 種	備 考
13	LCP. SSP. PEP. PP2. XPEP. PBP. VLGP. HIVP	15A は 13 mm とみなす
20		
25		
40	SSP. PEP. PP2. VLGP.	
50	HIVP	
75	DIP. PEP. SSP. VLGP	80A は 75 mm とみなす
100		
150	DIP. PEP. SSP	SSP は溶接接続及びフランジ 接続
200		

口径 (mm)	管 種	備 考
13	LCP. SSP. PEP. PP2. XPEP. PBP. VLGP. HIVP	15A は 13 mm とみなす
20		
25		
40	SSP. PEP. PP2. VLGP.	
50	HIVP	
75	DIP. PEP. SSP. VLGP	80A は 75 mm とみなす
100		
150	DIP. PEP. SSP	SSP は溶接接続及びフラ ンジ接続
200		

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新			旧			備考欄
250	DIP. SSP	SSP は溶接接続	250	DIP. SSP	SSP は溶接接続	
300			300			
350			350			
<p>注 1) メーター<u>二</u>次側の管種については別に定める。</p> <p>注 2) 樹脂管は露出配管に使用してはならない。</p> <p>注 3) HIVP φ 30 及び VLGP32A は標準口径としない。また、使用については既存管及び修繕用とする。</p>			<p>注 1) メーター<u>一</u>次側の管種については別に定める。</p> <p>注 2) 樹脂管は露出配管に使用してはならない。</p> <p>注 3) HIVP φ 30 及び VLGP32A は標準口径としない。また、使用については既存管及び修繕用とする。</p>			
<p>第3章 3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例 (施工基準第5条第1号ア)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用範囲</p> <p>3階建て以上の建築物で、直結給水が可能と認められ、かつ次の要件に適合するもの。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 取出し可能な配水管口径であること。(取出し口径が配水管口径の2サイズ以上小さいこと)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p><u>(7) (2) 及び (6) に適合しない場合であっても、申込者が、管理者の示した設計水圧を用いて給水装置の設計を行った結果、直結直圧給水可能であると判断したときは、これを認めるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 メーター周り</p> <p>(1) メーター口径は 20mm を標準とする。また、メーター<u>一次</u>側に<u>逆流防止機能付き</u>止水栓、<u>二次</u>側にはボール直結止水栓等を設置するものとし、メーター筐内にすべてが収まるよう考慮すること。<u>(メーター二次側に逆流</u></p>			<p>第3章 3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例 (施工基準第5条第1号ア)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 適用範囲</p> <p>3階建て以上の建築物で、直結給水が可能と認められ、かつ次の要件に適合するもの。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 取出し可能な配水管口径であること。(取出し口径が配水管口径の2サイズ以下)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 メーター周り</p> <p>(1) メーター口径は 20mm を標準とする。また、メーター<u>上流</u>側に<u>副弁付</u>止水栓、<u>下流</u>側にはボール直結止水栓を設置するものとし、メーター筐内にすべてが収まるよう考慮すること。</p>			

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p style="color: red; text-decoration: underline;">防止機能が付いたメーターユニットを使用する場合は、この限りではない)</p> <p>(2) 3階建ての場合は、地付けでメーターを設置することを原則とする。</p> <p>5 特例適用の申込み</p> <p>(1) 本特例の適用を希望する者は、事前に「3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の事前協議書」(様式第1号)を提出し、上下水道部と協議した後「3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例申込書」(様式第2号)により申請するものとする。ただし、3階がバルコニー等で水栓の設置が1栓のみの場合は事前協議書(様式第1号)及び特例申込書(様式第2号)を、3階建ての専用住宅(1戸建て)及び一事業所ビル等で特別な仕様のない場合は、特例申込書(様式第2号)を必要としない。</p> <p>(2) 特例適用の可、不可は「事前協議書」の内容を審査し決定する。</p> <p>6 維持管理</p> <p>(1) 特例の承認を受けた申込者は、当該建物に係る給水装置等の維持管理を統括し、事務処理を行うため、管理責任者をおこななければならない。</p> <p>(2) 特例の承認を受けた申込者は、「給水方式の特例に係る維持管理届」(様式第3号)を給水申込時に提出しなければならない。ただし、すべてのメーターが地付けの場合は、当該届は必要としない。</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 直結増圧設備設置工事</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 設計</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 直結増圧方式を選択可能な条件</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>(2) 3階建ての場合は、地付けでメーターを設置することを原則とする。</p> <p>5 特例適用の申込み</p> <p>(1) 本特例の適用を希望する者は、事前に「3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の事前協議書」(様式第1号)を提出し、上下水道部と協議した後「3階建て以上の建築物に対する直結直圧給水の特例申請書」(様式第2号)により申請するものとする。ただし、3階がバルコニー等で水栓の設置が1栓のみの場合は当該申請書(様式第1号)を、3階建ての専用住宅(1戸建て)及び一事業所ビル等で特別な仕様のない場合は、当該申請書(様式第2号)を必要としない。</p> <p>(2) 特例適用の可、不可は「事前協議書」の内容を審査し決定する。</p> <p>6 維持管理</p> <p>(1) 特例の承認を受けた申請者は、当該建物に係る給水装置等の維持管理を統括し、事務処理を行うため、管理責任者をおこななければならない。</p> <p>(2) 特例の承認を受けた申請者は、「給水方式の特例に係る維持管理届」(様式第3号)を給水申込時に提出しなければならない。ただし、すべてのメーターが地付けの場合は、当該届は必要としない。</p> <p>第4章 (略)</p> <p>第5章 直結増圧設備設置工事</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 設計</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 直結増圧方式を選択可能な条件</p> <p>①～⑤ (略)</p>	

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p style="color: red;">(削除)</p> <p>⑥ 配水管網への影響を検証し、その解析により給水可能と判断できること。</p> <p>⑦ 給水管の管内流速が2.0m/sec以下となること。</p> <p>⑧ 各戸メーターの最小口径はφ13mmとし、それぞれのメーター口径の定格最大流量を超えないこと。</p> <p>(4) 給水管及びメーター口径の決定</p> <p style="padding-left: 2em;">直結増圧方式は、増圧装置や取出し口径が建物内の使用水量の変動と直接的に影響し合うことから、口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握する必要がある。</p> <p style="padding-left: 2em;">口径決定は、初めに建物内の同時使用水量を算定し、その水量を給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた取出し口径を決定することとなる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 水理計算</p> <p style="padding-left: 2em;">直結増圧方式は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧装置により補い、これを使用できるようにするものである。</p> <p style="padding-left: 2em;">ここで増圧装置の吐出圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。増圧装置の二次側の給水管及び給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力、及び増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差の合計が、増圧装置の吐出圧である。</p> <p>ア～イ (略)</p>	<p>⑥ 集合住宅等の施設は、親メーターを設置するスペースが確保されること。</p> <p>⑦ 配水管網への影響を検証し、その解析により給水可能と判断できること。</p> <p>⑧ 給水管の管内流速が2.0m/sec以下となること。</p> <p>⑨ 各戸メーターの最小口径はφ13mmとし、それぞれのメーター口径の定格最大流量を超えないこと。</p> <p>(4) 給水管及びメーター口径の決定</p> <p style="padding-left: 2em;">直結増圧方式は、増圧装置や取出し口径が建物内の使用水量の変動と直接的に影響し合うことから、口径決定にあたっては、使用実態に沿った同時使用水量を的確に把握する必要がある。</p> <p style="padding-left: 2em;">口径決定は、初めに建物内の同時使用水量を算定し、その水量を給水できる性能を有する増圧装置を選定し、さらにその水量に応じた取出し口径を決定することとなる。</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 水理計算</p> <p style="padding-left: 2em;">直結増圧方式は、配水管の水圧では給水できない中高層建物において、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を増圧装置により補い、これを使用できるようにするものである。</p> <p style="padding-left: 2em;">ここで増圧装置の吐出圧は、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力を確保できるように設定する。増圧装置の下流側の給水管及び給水用具の圧力損失、末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力、及び増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差の合計が、増圧装置の吐出圧である。</p> <p>ア～イ (略)</p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>P0：設計水圧（配水管圧力）</p> <p>P1：増圧装置の<u>一次</u>側の給水管及び給水用具の損失水頭</p> <p>P2：減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭</p> <p>P3：増圧装置の<u>二次</u>側の給水管や給水用具の損失水頭</p> <p>P4：末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力（圧力水頭）</p> <p>P5：増圧装置と末端最高位の給水用具の高低差による損失水頭</p> <p>P6：配水管と増圧装置との高低差</p> <p>P7：増圧装置の吐出圧力（圧力水頭）</p> <p>P8：増圧装置の全揚程</p> <p>P9：増圧装置<u>一次</u>側の有効圧力</p>	<p>P0：設計水圧（配水管圧力）</p> <p>P1：増圧装置の<u>上流</u>側の給水管及び給水用具の損失水頭</p> <p>P2：減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭</p> <p>P3：増圧装置の<u>下流</u>側の給水管や給水用具の損失水頭</p> <p>P4：末端最高位の給水用具を使用するために必要な圧力（圧力水頭）</p> <p>P5：増圧装置と末端最高位の給水用具の高低差による損失水頭</p> <p>P6：配水管と増圧装置との高低差</p> <p>P7：増圧装置の吐出圧力（圧力水頭）</p> <p>P8：増圧装置の全揚程</p> <p>P9：増圧装置<u>一時</u>側の有効圧力</p>	
<p>4 増圧装置</p> <p>増圧装置の仕様としては、（公社）日本水道協会規格「水道用直結加圧型ポンプユニット（JWWA B130）」が一般的である。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 減圧式逆流防止装置の設置</p> <p>原則として逆流防止装置は、増圧装置の<u>一次</u>側に設置すること。</p>	<p>4 増圧装置</p> <p>増圧装置の仕様としては、（公社）日本水道協会規格「水道用直結加圧型ポンプユニット（JWWA B130）」が一般的である。</p> <p>（1）～（2） （略）</p> <p>（3） 減圧式逆流防止装置の設置</p> <p>原則として逆流防止装置は、増圧装置の<u>上流</u>側に設置すること。</p>	

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>(<u>一次</u>側に逆流防止装置を設置することで損失水頭が設計圧(PO)を超える場合は、増圧装置の <u>二次</u>側に設置する。)</p> <p>5 増圧装置の設置猶予</p> <p>(1) 設置猶予の条件</p> <p>① 対象地区 全給水区域</p> <p>② 対象建物 住居専用建物 事務所、店舗ビル、店舗併用住居建物</p> <p>③ メーター口径 φ20mm ~ φ50mm</p> <p>④ その他の猶予条件</p> <p>(ア) 申請者自らが増圧装置設置の猶予を希望していること。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(イ)</u> 直結直圧方式での水理計算から、必要とする水圧以上の値を現地での水圧調査の結果確保できていること。</p> <p><u>(ウ)</u> 給水装置工事申込時に増圧給水設備等設置猶予条件承諾書(様式第8号)を提出すること。</p> <p><u>(エ)</u> 配水管の水圧、その他の事情により、給水に支障が生じた場合、所有者の責任及び費用負担で増圧装置を設置すること。</p> <p>(2) 施工条件</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>(<u>上流</u>側に逆流防止装置を設置することで損失水頭が設計圧(PO)を超える場合は、増圧装置の <u>下流</u>側に設置する。)</p> <p>5 増圧装置の設置猶予</p> <p>(1) 設置猶予の条件</p> <p>① 対象地区 全給水区域</p> <p>② 対象建物 <u>(5階以下)</u> 住居専用建物 事務所、店舗ビル、店舗併用住居建物</p> <p>③ メーター口径 φ20mm ~ φ50mm</p> <p>④ その他の猶予条件</p> <p>(ア) 申請者自らが増圧装置設置の猶予を希望していること。</p> <p><u>(イ)</u> 設置猶予後、増圧装置を設置する必要が生じる事態を考慮し、増圧装置の設置スペースが あらかじめ確保されていること。</p> <p><u>(ウ)</u> 直結直圧方式での水理計算から、必要とする水圧以上の値を現地での水圧調査の結果確保できていること。</p> <p><u>(エ)</u> 給水装置工事申込時に増圧給水設備等設置猶予条件承諾書(様式第8号)を提出すること。</p> <p><u>(オ)</u> 配水管の水圧、その他の事情により、給水に支障が生じた場合、所有者の責任及び費用負担で増圧装置を設置すること。</p> <p>(2) 施工条件</p> <p>① <u>増圧装置の設置スペースの確保</u> <u>前記 5 (1) ④ (オ) に対応できるスペースが確保されていること。また、設置スペースが確保されていることを確認するため事前</u></p>	

# 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;">増圧装置設置猶予後において、出水不良等給水に支障が生じた場合は、提出された増圧給水 設備等設置猶予条件承諾書に基づき、所有者が解決するものとし、各使用者にその旨の周知徹底に努めるものとする。</p> <p>6 直結増圧給水方式による4階建て建物の計算例（給水器具負荷単位による算定方法） （表、式） （略）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○配水管と増圧装置の高低差 （式 略）</li> <li>○増圧装置<u>一次</u>側の損失水頭</li> <li>○減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭</li> <li>○増圧装置<u>二次</u>側の損失水頭</li> </ul>	<p style="text-align: center; color: red;">協議書及び給水装置工事申込書における設計図、しゅん工図等に増圧装置の設置スペースを図示し、引出し線により表記する。</p> <p style="text-align: center; color: red;">② 増圧装置設置猶予後の出水不良の発生について</p> <p style="text-align: center;">増圧装置設置猶予後において、出水不良等給水に支障が生じた場合は、提出された増圧給水 設備等設置猶予条件承諾書に基づき、所有者が解決するものとし、各使用者にその旨の周知徹底に努めるものとする。</p> <p>6 直結増圧給水方式による4階建て建物の計算例（給水器具負荷単位による算定方法） （表、式） （略）</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px 0;"> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○配水管と増圧装置の高低差 （式 略）</li> <li>○増圧装置<u>上流</u>側の損失水頭</li> <li>○減圧式逆流防止装置及び増圧装置の損失水頭</li> <li>○増圧装置<u>下流</u>側の損失水頭</li> </ul>	

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>○増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差</p> <p>○吐出圧力の設定値</p> <p>○増圧装置一<u>次</u>側有効圧力</p> <p>○増圧装置の全揚程</p> <p>※ 上記算出値を基に、過大にならない増圧装置を選定すること。</p> <p>(表) (略)</p> <p>第6～7章 (略)</p> <p>第8章 流末装置</p> <p>1 各戸検針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) メーター口径 住宅用は口径 <u>20mm</u> を標準とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) メーター周りの配管</p> <p>ア 地下に設置する場合</p> <p>※ 第2章-7-(2)を準用する。</p> <p>※ 3階以上については<u>二次</u>側にもボール直結止水栓等を設置すること。</p> <p>イ 各階に設置する場合</p> <p>※ グリップ及びフック等で管を支持すること。</p> <p>※ メーター一<u>次</u>側に<u>逆流防止機能付き</u>止水栓を設置すること。また、戻り水のある配管の場合は、メーター<u>二次</u>側にボール直結式止水栓等を設置すること。</p>	<p>○増圧装置と末端最高位の給水用具との高低差</p> <p>○吐出圧力の設定値</p> <p>○増圧装置一<u>時</u>側有効圧力</p> <p>○増圧装置の全揚程</p> <p>※ 上記算出値を基に、過大にならない増圧装置を選定すること。</p> <p>(表) (略)</p> <p>第6～7章 (略)</p> <p>第8章 流末装置</p> <p>1 各戸検針</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) メーター口径 住宅用は口径 <u>13mm</u> を標準とする。<u>ただし、高置受水槽式の場合は最上階及び次階を20mmとする。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) メーター周りの配管</p> <p>ア 地下に設置する場合</p> <p>※ 第2章-7-(2)を準用する。</p> <p>※ 3階以上については<u>下流</u>側にもボール直結止水栓等を設置すること。</p> <p>イ 各階に設置する場合</p> <p>※ グリップ及びフック等で管を支持すること。</p> <p>※ メーター<u>上流</u>側に<u>副弁付</u>止水栓を設置すること。また、戻り水のある配管の場合は、メーター<u>下流</u>側にボール直結式止水栓等を設置すること。</p>	

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p style="text-align: center;"><u>(メーターユニットを使用する場合は、この限りではない。)</u></p> <p>(5) (略) 2～3 (略)</p> <p>第9章 検査 1～2 (略) 3 (1)～(4) (略)     (5) 所定の水圧に耐え得るか。         新設、増設部を 1.75MPa になるまで加圧し、この圧力が 1 分間保持されること。<u>ただし、加圧により破損等が想定される場合はこの限りではない。</u> (6)～(10) 略</p> <p>第10章 手続 1～3 (略) 4 (1) 一般の申込み     ア 給水装置工事申込書及び給水装置設計図      イ 建築確認通知書(写)又は建築確認済証         <u>(削除)</u> (2) (略) (3) 公道掘削が伴う工事の申込み     ア 市道の場合         指定給水装置工事事業者が本市土木課へ直接申請する。</p>	<p>(5) (略) 2～3 (略)</p> <p>第9章 検査 1～2 (略) 3 (1)～(4) (略)     (5) 所定の水圧に耐え得るか。         新設、増設部を 1.75MPa になるまで加圧し、この圧力が 1 分間保持されること。  (6)～(10) 略</p> <p>第10章 手続 1～3 (略) 4 (1) 一般の申込み     ア 給水装置工事申込書及び給水装置設計図          <u>(給水装置設計図は、給水装置工事申込書には記載せず別紙とする。)</u>     イ 建築確認通知書(写)又は建築確認済証         <u>ウ しゅん工検査カード</u> (2) (略) (3) 公道掘削が伴う工事の申込み     ア 市道の場合         指定給水装置工事事業者が本市土木課へ直接申請する。</p>	

## 給水装置工事取扱要領改訂 対照表

新	旧	備考欄
<p>イ 県道及び国道の場合 道路構造略図2部、掘削場所の写真2枚 工事完了後、完成写真2部（施工前・完成及び施工一連写真） <u>（三浦市水道事業の副申文書を添付し、指定給水装置工事事業者が神奈川県横須賀土木事務所に直接申請を行う場合は、上記の代わりに神奈川県横須賀土木事務所に提出する図面等を提出するものとし、工事完了後の写真の提出は不要とする）</u></p> <p>ウ 神奈川県東部漁港事務所所管の道路 道路構造略図2部、掘削場所の写真2枚、公図の写 占用許可に関する誓約書 （県申請書に添付する誓約書とは異なり、申請者から三浦市水道事業への誓約書） 工事完了後、完成写真2部（施工前・完成及び施工一連写真）</p> <p>附 則 この要領は、平成3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成7年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成8年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 2 この要領の施行日前に条例第5条第1項の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この要領は、令和6年11月18日から施行する。</u> <u>2 この要領の施行日前に条例第5条第1項の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による。</u></p>	<p>イ 県道及び国道の場合 道路構造略図2部、掘削場所の写真2枚 工事完了後、完成写真2部（施工前・完成及び施工一連写真）</p> <p>ウ 神奈川県東部漁港事務所所管の道路 道路構造略図2部、掘削場所の写真2枚、公図の写 占用許可に関する誓約書 （県申請書に添付する誓約書とは異なり、申請者から三浦市水道事業への誓約書） 工事完了後、完成写真2部（施工前・完成及び施工一連写真）</p> <p>附 則 この要領は、平成3年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成7年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成8年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成10年4月1日から施行する。 附 則 この要領は、平成26年4月1日から施行する。 附 則 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。 2 この要領の施行日前に条例第5条第1項の承認を受けた給水装置工事については、なお従前の例による。</p>	